

ブラジル査証に関するマニュアル

梅津 久 作成

2011年 11月 17日 作成

2012年 7月 31日 見直

2014年 5月 10日 見直

1. 一般にブラジルで使用されている査証（ビザ）には下記の種類がある。

1-1. **通過査証—Transito**—目的地へ行く途中で入国を希望する場合。滞在期間は10日間。

1-2. **観光査証—Turista (VITUR)**—滞在期間は入国日より90日で、1回のみ延長可能で180日間の滞在が可能。但し。滞在期間終了の30日前までにおこなわなければならない。

国内においていかなる商用、勉学、就労活動に従事することは一切認められない。法務省、領事館が許可する。

1-3. **商用査証—Temporário (VIETEM II—V2)**—滞在期間は入国日より90日で、1回のみ延長可能で180日までの滞在が可能。但し滞在期間終了の30日前までに行うこと。**日本人に発給される商用査証の有効期間は発給日より最高3年間の数次入国査証（マルチビザ）です。**但し、滞在合計日数は最初に入国した日から数えて12カ月間に180日を超えてはならない。

商用・視察・撮影・ジャーナリスト目的であり報酬を得る活動は一切認められていない。法務省、領事館が許可する。

1-4. **一時滞在査証、90日までの技術援助査証—Temporário (VIETEM V—V5)**—90日までの技術援、技術支援を目的とし国内での就労が認められ、就労期間の役務金を海外送金可能。有効期間は90日（延長不可能）で、180日の間、一度発給することが出来る。現地での延長、または永住査証への変更は不可能。法務省、領事館が許可し、**ブラジル労働・雇用省の事前許可の必要がない。**

* 1. 役務金の送金には「技術移転・支援契約」をブラジルの INPI（国立工業所有権院）に登録する必要がある。

1-5. **一時滞在査証、一時労働・技術支援査証—Temporário (VIETEM V—V5)**—**（就労ビザとも呼ばれている）**一時労働・技術支援を目的とし国内での就労が認められ、就労期間の役務金を海外送金可能。有効期間は、180日（延長可能）、1年（特別な理由でのみ延長可能）この間滞在日数180日を超えない範囲で何回でも入国出来る。—*注意：この場合の延長とはビザの有効期間延長ではなく、滞在延長(Prolongação de estada)なので延

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-8123-9591

E-mail:hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp Site:www.samicultura.com.br

長後の再入国はできない。呼び寄せ企業の申請によりブラジル労働・雇用省が事前に許可する。

* 1. 役務金の送金には「技術移転・支援契約」をブラジルの INPI (国立工業所有権院) に登録する必要がある。

- 1-6. **一時滞在車掌、一時労働・技術支援査証—Temporário (VIETEM V—V5)**
—有効期間 2 年間 (**駐在ビザ**とも呼ばれている) で駐在員を目的とし国内で勤務 (ブラジルの労働手帳に登録され社員) として国内の法律に準じた就労が認められる。1 回のみ延長可能で 4 年間の滞在が可能。呼び寄せ企業の申請によりブラジル労働・雇用省が事前に許可する。

* 2. ブラジルの労働手帳を取得し、ブラジル入国日からの労働契約となる。

* 3. グループ会社間の雇用契約の場合は、国外で受け取っていた給与額を上回らなければならない。

* 4. 一時滞在ビザには 1 年間有効のトレイニー・ビザを申請、取得することが可能である。国内での労働・雇用関係を持つてはならず、給与は全額国外で支払われる。延長は許されない。

- 1-7. **一時滞在ビザ(Temporário)— Temporário RNE** 一時滞在ビザ(Temporário) 所有者の家族呼び寄せ目的。いかなる就労活動も認められない。

- 1-8. **長期滞在査証—Permanente (VIPER) — (赴任ビザ又は、パーマネントビザとも呼ばれている)** 在伯企業と雇用契約を結び経営者または幹部職員として赴任し、長期の滞在が必要な場合に発給される。入国地で外国人身分証明書を取得して現地企業の役員として就労できるビザ。及び家族呼び寄せ目的。初回の有効期間は 5 年であるが、更新可能であり、一度更新すると以後 9 年ごとの更新となる。申請時の年齢によって、当初から期限なし (パーマネント) の外国人身分証明書が発給される。

また、ブラジル人との結婚、ブラジルで生まれた子供の扶養者となる場合も永住ビザが発給される。

さらに、一時滞在ビザで滞在中に現地会社の役員になることによって、永住ビザへの変更も出来る。

* 5. 現地企業への投資金額 20 万ドル毎に 1 名の永住ビザが取得出来る。

* 6. 社長や経営者側の役員 (役員や部長) は、永住ビザの取得が義務付けられている。またこれらの場合駐在役員は、現地企業の定款に役員として記載されていなければならない。

* 7. 既に設立されている企業への役員としての派遣は、定款に役員の枠があれば、株主総会での役員指名議事録を持って、派遣される前に永住ビザの申請が在日ブラジル領事館で可能である。2-3 カ月ほどで取得可能。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-8123-9591

E-mail:hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp Site:www.samicultura.com.br

* 8. 永住ビザを取得している派遣社員の扶養家族の呼び寄せは、在日ブラジル領事館にて申請が出来る。1 - 2 カ月で取得可能。

2. 査証（ビザ）と滞在に関する注意事項

- 2 - 1. 一時滞在ビザ、永住ビザはブラジル法務局の認可が出てから 180 日以内に申請書に記載した日本のブラジル領事館にビザ取得申請を行わないと認可は無効となる。
- 2 - 2. ビザは発給日から 90 日以内にブラジルに入国しなければ査証（ビザ）は無効となる。
- 2 - 3. 査証（ビザ）の有効期間はブラジルに初めに入国した日付から有効になり、有効期間内は何度でも出入国できるが、出国日が査証（ビザ）の有効期間を過ぎてはならない。
- 2 - 4. 出国日がビザの有効期間を超えることを予測される時は、滞在延長を申請することによって年間 180 日間までは滞在出来る。

* 9. 注意：この場合の延長とはビザの有効期間延長ではなく、滞在延長(Prolongação de estada)なので延長後の再入国はできない。
- 2 - 5. 入国時のイミグレーションで押される印鑑の右下の滞在可能日数が手書きされるので確認が必要です（特に再入国する際は特に注意が必要）。空白の場合はビザの有効日数となる。
- 2 - 6. 一時滞在査証または、長期滞在査証で初めて入国した時は、最寄りの連邦警察に 30 日以内に出頭し、外国人登録を行って、テンポラリーの身分証明書を申請しなければならない。その際、日本のブラジル総領事館から受け取った査証申請用紙 1 枚をかならず持参すること。この時に、申請プロトコルを受領するので、有効期間を確認し、パスポートに添付し、出入国時のイミグレーションで提示すること。
- 2 - 7. 一時滞在査証は有効期限が過ぎてから 90 日以内は再申請できない。
- 2 - 8. 永住ビザには有効期限に関係なく、2 年以上国外にいと永住ビザは効力を失い、入国できなくなる。永住ビザの継続を希望するなら、2 年毎に入国しまた出国すること。

3. 査証（ビザ）の申請

- 3 - 1. 商用ビザ

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA
Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080
TEL; +55-92-8123-9591
E-mail:hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp Site:www.samicultura.com.br

- 1) 必要書類
 - I. パスポート（残存有効期間が申請時6か月以上）
 - II. 申請書（パスポートと同じ署名）
 - III. 写真 横 50mm x 縦 70mm スーツかブレザーにネクタイ着用
 - IV. 会社推薦状（和文・英文）に社印+各印、日程表（日付、訪問先 社名、住所、電話番号及び打ち合わせ内容）
- 2) 申請
直接最寄り（所管）のブラジル領事館
- 3) 取得所要日数
実働約10日間

3-2. 一時滞在ビザ

- 1) 労働許可申請（日本代行業者に送る書類）
 - I. パスポートの写真のページのコピー又はスキャンデータ。
 - II. 履歴書（決まった様式で）電子データで。
- 2) 労働許可申請（ブラジル代行業者にて作成し労務省に申請）
 - I. 申請書 Requerimento de autorização de trabalho (formulário)
 - II. 申請会社、出張者に関する情報 Dados da empresa e do candidato (formulário)
 - III. 出張者契約書 Termo de repatriamento
 - IV. 健康病気に関する責任書 Carta de seguro saúde
 - V. 職務地情報 Aditamento de endereços
 - VI. 契約理由書 Carta de Justificativa
 - VII. 3年以上の業務の業務実績申告書 Carta de comprovante de 3 anos de experiência
 - VIII. 教育スケジュール（1年就労ビザの場合）Cronograma de treinamento (caso de visto de 1 ano)
 - IX. 申請会社責任者の委任状（1年就労ビザの場合）Procuração (caso de visto de 1 ano)
 - X. 申請会社の最新定款（1年就労ビザの場合）Cópia autenticada da última alteração do Contrato Social (caso de visto de 1 ano)
 - XI. 技術契約書（1年就労ビザの場合）Acordo de assistência técnica em Inglês e tradução juramentada. (caso de visto de 1 ano)

等の資料が必要となる。（ブラジル代行業者と確認すること）

- 3) 労働許可の認可がブラジル連邦公報に掲示されれば、2～3日で申請書に記載されたブラジル領事館に公電され、査証（ビザ）の申請が可能となります。
- 4) 必要書類（ブラジル領事館提出）

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-8123-9591

E-mail:hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp Site:www.samicultura.com.br

- I. パスポート（残存有効期間が申請時6か月以上）
- II. 申請書（パスポートと同じ署名）
- III. 写真 横50mm x 縦70mm スーツかブレザーにネクタイ着用
- IV. 住民票（3か月以内に取得したもの）
- V. 無犯罪証明書（90日間申請の場合は不要）申請日より3か月以内発行のもので開封厳禁。

5) 取得所要日数

労働許可認可にカレンダー日数で約30日（90日就労）から約60日（1年就労）

ビザの発給に稼働日日数で約15日

3-3. 永住ビザ

- 1) 永住ビザ申請は申請理由に従って必要書類がことなってくるので代行業者と良く確認すること。
- 2) 会社での役員呼び寄せの場合の事前準備
 - I. 海外からの資本参加を含めた現地会社定款作成と会社設立。
 - II. 最低20万ドルの送金。
 - III. 上記送金の資本取り込みと定款変更（外資資本取り込み記載）
 - IV. 中央銀行への外資資本登録。
 - V. 定款への海外役員の任命記載変更。
 - VI. 資本参加会社代表者から海外会社代表者への委任状作成。
- 3) 海外での準備（日本代行業者と確認のこと）
 - I. 履歴書作成（フォーマットの従って）。
 - II. パスポートの本人確認ページのコピー（家族同伴の場合は家族のも含めて）。
- 4) 現地での準備（現地代行業者と確認のこと）
 - I. 会社設立定款。
 - II. 最新の定款（20万ドルの資本取り込みが記載されていること）と次の項目に変更のあった定款（会社名、住所、企業目的、資本構成、役員構成）。
 - III. 共営者の総会での海外役員指名決定が記載され、法的に登録された総会議事録。
 - IV. 海外資本入金登録総名所（インターネットにて取得可能）。
 - V. 手続き書類の署名する現地会社の代表者名、及び身分証明書、納税者登録番号書。
 - v. その他 3-2項のII、III、IV及びVの書類。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-8123-9591

E-mail:hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp Site:www.samicultura.com.br

- 5) 提出された書類は法務省、労務省で審査され認可されれば、公報に記載される。その後の査証取得は一時滞在ビザと同様。
- 6) 取得所要日数
法務省の認可までカレンダー日数で約 90 日、ビザの発給に稼働日数で約 15 日。

* これら査証に関する条例は頻繁に変更になりますので、最新の情報は契約エージェントと確認されるようお願いいたします。